

## あきる野市観光施設の指定管理者について（指定理由書）

### 1 審査対象団体

あきる野市観光施設「秋川橋河川公園」「第1水辺公園リバーサイドパークーの谷」及び「第4水辺公園秋川ふれあいランド」（以下「河川公園等」という。）については、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、一般社団法人あきる野市観光協会（以下「(一社)観光協会」という。）に管理を行わせる。

### 2 現指定管理者に引き続き行わせる理由

あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、(一社)観光協会に管理を行わせる理由については、次のとおりである。

#### (1) 協定書、事業計画書等に沿って適正に指定管理業務を行っていることについて

河川公園等は、河川管理者（東京都）から市が河川占用の許可を受け、観光客の利便性の向上と河川環境保全を目的に、バーベキュー場としてトイレ、水道施設及び洗い場を整備している。

(一社)観光協会は、平成12年に秋川観光協会と五日市観光協会が合併して設立された任意団体「あきる野市観光協会」を前身として、平成27年5月15日に一部法人化した団体であり、平成29年度には、任意団体の下部組織として置いていた秋川支部及び五日市支部も統合し、組織強化を進めてきた団体である。従前より、河川公園等の管理運営を市から委託され、平成18年以降は、指定管理者制度により継続して管理運営を行っている。

事業については、協定書、事業計画書に沿って観光振興及び河川環境保全に努め、適正に指定管理業務を行っており、モニタリング評価についても全て適正であり総合評価もAである。

#### (2) 施設の利用状況が改善されている又は良好な状態であることについて

利用者数は、令和3年度に約2万3千人、令和4年度に約4万4千人、令和5年度に約4万7千人となっており、新型コロナウイルスの影響で一時は減少したが、徐々に回復しており、市を代表する観光施設として定着している。

バーベキューの直火や河川での鉄板等の洗浄を防ぐため、燃料や用具等の持ち込みを禁止し、レンタル用品を洗わずそのまま返却を受けることや出されたゴミを回収するなど、清流秋川の水質保全と利用者の利便性の向上を図っている。また、市が所有する施設内の公衆トイレの光熱水費等の負担や修繕等の維持管理を自主的に行っており、指定管理者としての実績は評価できる。

#### (3) 収支計画書に基づく予算執行が適正になされており、施設の収支状況が良好な状態であることについて

団体の経営状況についても安定しており、収支状況等は良好な状態である。台風等の大雨の影響を受けた河川敷の修繕についても、すべて自己財源で実施しており、安全管理についても重点的に行っていることは評価できる。

令和5年度事業報告書及び収支決算報告書の状況からも、経費削減に取り組みつつ、安定

的な経営状況と良質なサービスの提供実績が認められる。

**(4) 指定管理者となっている団体の経営状況等から、安定的かつ継続的なサービスの提供が認められることについて**

(一社)観光協会は、市の観光行政及び地域経済を支える重要な組織として、観光の振興や観光資源の保全、観光客の誘致、観光施設の充実改善及び管理運営などに積極的に取り組んでいる。具体的な活動として、夏まつりなど多くの観光・商業関連事業の支援や観光地の安全管理の支援を行うことで、観光客及び観光地や観光事業に寄与している。

また、市と協働で「東京のふるさと・あきる野」の実現に向けて、観光誘致活動及び秋川溪谷のブランド化を推進するため、武蔵五日市駅前に観光案内所を設置するとともに、市外では観光PRキャラバンを実施するなど、積極的に観光によるまちづくりに取り組んでいる。

このように、引き続き河川公園等の管理運営を行うことにより、安定した行政サービスの提供と事業効果、観光行政へのさらなる貢献が期待されることから、(一社)観光協会を河川公園等の指定管理者とする。

(参考) 河川公園等の利用者数及び売上額一覧表 (令和2年度から令和5年度まで)

年 度	利用者数 (人)	売上額 (円)
令和2年度	約38,200	46,630,133
令和3年度	約23,700	52,165,332
令和4年度	約44,700	47,887,300
令和5年度	約47,800	60,597,800